

宗教法人 豊川閣妙巖寺 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月1日～令和 7年 3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

職長・職長補佐の役職を設け、女性従業員を積極的に登用します。

<実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～ 職長制度の導入、役付手当等の新規導入。各職場における勤続年数を参考に職長・職長補佐の候補者を選定する。
- 令和5年4月～ 職長及び職長補佐等への教育を実施する。
- 令和6年4月～ 女性が働きやすい環境を整えるため、女性職長たちをリーダーとする「女性活躍推進プロジェクト」を立ち上げ、女性が働きやすい環境を整えるための取組を推進する。